

制 度 説 明

- ①賃金改善
- ②預かり保育
- ③教育改革推進特別経費

(教育の質の向上を図る学校支援経費)

賃金改善について

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の補助額の算出方法について

□交付額の方法（交付要綱案（抜粋））

交付金の交付の額は、次により算定された額とする。

(1) 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額に「補助率」を乗じて得た額を交付額とする。

【別表】（案）

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
保育士等 処遇改善 臨時特例 交付金	保育士・幼稚園教諭等 処遇改善臨時特例 事業	施設・事業所ごとに次により算出された額の合計額 1. 賃金改善部分 補助基準額（別添） × 年齢別平均利用児童数（見込）※ × 事業実施月数 2. 国家公務員給与改定対応部分 補助基準額（別添） × 年齢別平均利用児童数（見込）※ × 事業実施月数 ※ 令和3年度における各月初日の利用児童数（広域利用の児童数を含む。）の総数を12で除して得た数をいう。なお、算出に当たっては、令和3年12月までは実績値とし、令和4年1月以降は推計値とする。推計値の算出に当たっては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。こと。	保育士・幼稚園教諭等 処遇改善臨時特例 事業の実施に必要な 経費	10/10

【補助基準額（別添）のイメージ】

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与改定対応部分
20/100 地域	20人	4歳以上児	〇〇円	●●円
		3歳児	〇〇円	●●円
		1・2歳児	〇〇円	●●円
		乳児	〇〇円	●●円
	21人から 30人まで	4歳以上児	〇〇円	●●円
		3歳児	〇〇円	●●円
		1・2歳児	〇〇円	●●円
		乳児	〇〇円	●●円

①単価表は公定価格に準拠し、「地域区分、施設・事業類型、定員区分、年齢区分」別に作成

②「賃金改善部分」は、保育士・幼稚園教諭等に対する3%程度の処遇改善に対応した補助

<補助基準額の算定根拠> ※地域区分に関わらず同額
・公定価格上の算定対象職員数(非常勤は常勤換算) × 9,000円
× 社会保険料率

③「国家公務員給与改定対応部分」は、R3人勤を受けた国家公務員給与改定に伴う公定価格の減額分(▲0.9%)に対応した補助

<補助基準額の算定根拠>
・令和4年度公定価格における人事院勧告反映前後の差額相当額

※「公定価格上の算定対象職員数」「令和4年度公定価格における人事院勧告反映前後の差額相当額」は、各施設の加算の取得状況(例:3歳児配置改善加算等)により異なるが、簡素化のため平均的な加算取得率により算定

保育士・幼稚園教諭等处遇改善臨時特例事業

令和3年度補正予算案【内閣府予算計上】：781億円

1. 事業概要

保育士や幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置^{※1・2}を、令和4年2月から^{※3}実施する。

- ※1 実際の引上げにおいては、職員の配置状況や経験年数に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。
- ※2 令和4年4月分からは、国家公務員給与改定により見込まれる公定価格の減額分（人件費▲0.9%）に対応する補助を併せて措置する。
- ※3 令和4年9月分までの措置。令和4年10月以降については、処遇改善の効果を継続させるための公定価格の見直しを行う方向で、令和4年度予算編成過程で検討。
- ※4 都道府県、市区町村における事務費についても別途補助する。
- ※5 放課後児童クラブ・社会的養護関係施設の職員についても、同様の措置を別途実施。
- ※6 公定価格の対象でない私学助成を受ける幼稚園の教諭等についても、同様の引き上げを行う園への支援を別途行う。

2. 実施要件

①令和4年2月から基本給又は決まって毎月支払われる手当^{※1}により、補助額以上の賃金改善を実施^{※2}すること

- ※1 賃金を定める規程の改正に一定の時間を要することを考慮して、令和4年2・3月分については一時金により3月にまとめて支給することを可能とする。4月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の2/3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とすることを要件とする。
- ※2 令和4年4月分以降は、国家公務員給与改定により見込まれる公定価格の減額分（人件費▲0.9%）に対応する補助を行うことを踏まえて、当該減額分を賃金水準に反映しないことを要件とする。

②賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること

3. 対象施設・事業所

- ・特定教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）
- ・特定地域型保育事業所（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）

※公立施設・事業所を含む

4. 実施主体

市区町村

5. 補助率

国：10/10

	補助率 令和4年2月～9月	補助率 令和4年10月～
新制度園	10/10	10/10
私学助成園	3/4	1/2
非学法園	0	0

私学助成園及び非学法園が新制度と同額(もしくは増額)となるための振興活動は、都道府県(もしくは市区町村)への要望として早急に進めることが必要。

私学助成園の不足分1/4(10月からは1/2)などについては特定徴収金(上乗せ徴収)なども視野に置いて振興活動をすべき?。

新制度園との賃金改善の格差を是正するという根拠は正当な理由として挙げられるべき問題である。

大切な「お願い」

- ◆できるだけ2月から実施されること。
できない場合は一時金として2.3月分をまとめて支給する。(新制度園・私学助成園)
- ◆2.3月で遅配しないこと。
3府省の積極的な予算要望の結果、獲得できている財源であり、遅配が出ないよう、3府省の努力に応えてほしい。
・・・ 私たちのすべき重要な対応です!

質 問

- ◆施設型給付園は10/10、私学助成園は3/4、非学校法人(102条園)は対象外?
また、令和4年度10月からは施設型給付園は公定価格に反映、私学助成園は1/2となる
という理解でよいか
- ◆非学校法人園(102条園)はどうして賃金改善補助が対象外になるのか
- ◆新制度園は2月～9月まで国庫10/10の補助、10月からは公定価格に反映私学助成園は2月～9月まで3/4の補助、10月からは1/2ということは、人件費の残りの不足分はどのように対応すればよいのか。
特定徴収名目で利用者から徴収することになるが如何か

質 問

- ◆賃金改善は全教職員の2/3を対象にするのではなく、賃金改善として給付された月額総額の最低2/3ということであれば、残りはどのような支給が想定されるか。
また、人件費以外の用途は考えられるのか
- ◆支給対象者は施設の自由な選択で決定してよいか(常勤・非常勤・パートタイム・アルバイト等)園長・施設長等の管理職者も支給可能か
- ◆支給金額には制約なく、金額一律支給と金額裁定支給のいずれでも可能か
- ◆基本給 又は 手当として毎月支給することが必要なのか、それとも年間2~3回に分けた手当支給も可能か

質 問

◆実績報告は毎月提出か

- ・新制度園
- ・私学助成園

◆国家公務員給与改定(人事院勧告)の人件費0.9%の減額を2.3月は どう扱うのか

また、10月以降は公定価格にどのように反映されるのか
私学助成園はどのように扱うのか

◆通知はどこから、そしていつ頃に届くのか

- ・私学助成園は都道府県から?
- ・新制度園は市区町村から?

預かり保育(4時間未満復活)

文科省幼児教育課および私学助成課
の尽力による成果…**感謝!**

事業内容

子ども・子育て支援の更なる質の向上を図るとともに、多様な保育の受け皿を拡充し、待機児童の解消等を目指すため、幼稚園における預かり保育や子育て支援活動を支援する。

預かり保育推進事業

幼稚園の教育時間終了後や休業日に「預かり保育」を実施する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

○引き続き、長時間の預かり保育を支援するとともに、実態を踏まえた預かり保育の支援のため、通常の預かり保育における「基礎単価」を見直し。【C】【D】



預かり保育推進事業単価表（令和4年度予算案）

①通常の預かり保育	基礎単価	【A】開園日の4/5以上の日数、1日4時間以上開設 加えて、18時以降（18時を含む）も開設の場合			700,000円
		【B】開園日の4/5以上の日数、1日4時間以上開設の場合			600,000円
②長期休業日等預かり保育	基礎単価	【C】開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上から4時間未満開設 （教育時間と合わせて8時間以上）の場合			400,000円
		【D】開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上から4時間未満開設 （教育時間と合わせて8時間未満）の場合			200,000円
	加算単価	次の要件に該当する幼稚園等			
			預かり保育時間 5時間～6時間/日	預かり保育時間 6時間～7時間/日	預かり保育時間 7時間以上/日
		-	150,000円	400,000円	700,000円
	預かり保育担当者数 2人/日	250,000円	600,000円	1,050,000円	1,550,000円
	預かり保育担当者数 3人以上/日	500,000円	970,000円	1,600,000円	2,250,000円
	基礎単価	（1）長期休業日の10日以上の日数、1日2時間以上開設			80,000円
		（2）休業日の19日以上の日数、1日2時間以上開設			150,000円
	加算単価	次の要件に該当する幼稚園等			
		（1）長期休業日		（2）休業日	
	預かり保育担当者数 2人/日	140,000円		200,000円	
	預かり保育担当者数 3人以上/日	260,000円		370,000円	

幼稚園の子育て支援活動の推進

教育機能又は施設を広く地域に開放することを積極的に推進する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

預かり保育推進事業単価表（令和4年度予算案）

① 通常の 預かり 保育	基礎単価	【A】開園日の4/5以上の日数、1日4時間以上開設 加えて、18時以降（18時を含む）も開設 の場合	700,000円	
		【B】開園日の4/5以上の日数、1日4時間以上開設 の場合	600,000円	
		【C】開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上から4時間未満開設 （教育時間と合わせて8時間以上）の場合	400,000円	
		【D】開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上から4時間未満開設 （教育時間と合わせて8時間未満）の場合	200,000円	
	加算単価	次の要件に該当する幼稚園等		
		預かり保育時間 5時間～6時間/日	預かり保育時間 6時間～7時間/日	預かり保育時間 7時間以上/日
	-	150,000円	400,000円	700,000円
預かり保育担当者数 2人/日	250,000円	600,000円	1,050,000円	1,550,000円
預かり保育担当者数 3人以上/日	500,000円	970,000円	1,600,000円	2,250,000円
② 長期 休業日 等預かり 保育	基礎単価	(1) 長期休業日の10日以上の日数、1日2時間以上開設	80,000円	
		(2) 休業日の19日以上の日数、1日2時間以上開設	150,000円	
	加算単価	次の要件に該当する幼稚園等		
		(1) 長期休業日	(2) 休業日	
	預かり保育担当者数 2人/日	140,000円	200,000円	
預かり保育担当者数 3人以上/日	260,000円	370,000円		

教育改革推進特別経費

(教育の質の向上を図る学校支援経費)



事業内容

都道府県が、教育の質の向上に取り組む学校に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

<取組みメニュー>

※（）内は1校当たり単価

- ① **次世代を担う人材育成の促進（42万円）**
グローバル人材育成のための英語教育の強化、国際交流の推進、数理・データサイエンス・AI教育等の推進 等
（外部講師の活用等により、教育の質の充実に資する取組が対象）
- ② **教育相談体制の整備（30万円）**
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、不登校の生徒等の教育機会についての支援 等
- ③ **職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進（13万円）**
職業体験、ボランティア活動、伝統・文化体験、自然体験、地域社会や産業界等と連携・協同した取組、栄養教諭の活用など食に関する指導の充実 等
- ④ **安全確保の推進（30万円）**
スクールバスにおける警備員（ガードマン）等の配置、登下校時における交通安全指導員等の人員配置、児童生徒等への講習会（防犯、防災、交通安全）の実施、地域住民や関連機関等との合同防犯訓練の実施 等
- ⑤ **特別支援教育に係る活動の充実（28万円）**
教員の専門性向上のための研修や講師派遣、個別の支援計画の策定等をはじめとする児童生徒の学習・生活・進学・就職等をサポートする支援体制の構築（特別支援教育支援員やコーディネーターの配置など） 等
- ⑥ **ICT教育環境の整備推進（42万円）【新規】**
情報通信技術活用支援員の配置、ICT機器の管理委託 等
- ⑦ **外部人材活用等の推進（42万円）**
教員の負担軽減を図るための教員業務支援員、学習指導員等の専門スタッフや外部人材等の活用 等
（教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、外部人材の配置促進を図る取組が対象）

※①から⑦毎に都道府県補助金の対象となった学校数に、単価を乗じた額を補助。ただし、都道府県補助額の1/2を上限とする。

※補助対象となる学校種について、⑤は幼稚園、幼保連携型認定こども園、特別支援学校及び特別支援学級を置く学校は除く。⑥は幼稚園、幼保連携型認定こども園は除く。⑦は①～⑥に該当する取組は除く。

※補助要件は前年度同様の予定。